

「職長・安全衛生責任者教育」のご案内

主催：伊丹労働基準協会

労働安全衛生法第60条による職長教育並びに労働安全衛生法16条による安全衛生責任者教育を下記要領により実施いたします。

1.日 時	①職長教育 ②職長・安全衛生責任者教育 ③安全衛生責任者教育	令和6年11月20日(水)8:50～17:00・21日(木) 8:50～14:50 令和6年11月20日(水)8:50～17:00・21日(木) 8:50～17:00 令和6年11月21日(木) 15:00～17:00
2.場 所	伊丹商工プラザ (伊丹市宮ノ前2-2-2 電話 072-778-6660・FAX 072-778-6662)	
3.受講対象	18歳以上の職長、班長、作業長、安全衛生責任者・今後職長・安全衛生責任者になる方	
4.受 講 料	①職長教育 ②職長・安全衛生責任者教育 ③安全衛生責任者教育	14,080円 (資料代・消費税込) 17,050円 (資料代・消費税込) 6,270円 (資料代・消費税込) *当協会会員外の受講者の方は、受講料の各2,200円増しとなります。
5.定 員	30名 (定員になり次第締め切ります。)	
6.申込方法	申込用紙に必要事項をご記入の上下記口座に受講料をお振込みいただきお申込みください。 申込先：メール icci18@itami.or.jp 又は、FAX072-778-6662 でお願います。 ※受講票等郵送希望の方は、切手添付の返信用封筒を同封願います。 振込先：三井住友銀行 伊丹支店 普通 No. 4029134 伊丹労働基準協会 ※振込手数料は貴社でご負担願います。	
7.講習時間	①職長教育 12時間 ②職長・安全衛生責任者教育 14時間 ③安全衛生責任者教育 2時間	

8.講習内容

①職長教育	講習時間
作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法	2時間
指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は、有害性等の調査の方法・調査の結果に基づき講ずる措置設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時における措置、災害発生時における措置	1.5時間
作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法及び労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
②安全衛生責任者教育	講習時間
安全衛生責任者の職務	1時間
統括安全衛生管理の進め方	1時間

9.注意事項

- ・遅刻・早退は、講習時間不足のため修了証は発行できません。
- ・提出いただきます申込に関する情報は、本講習会の実施のみに利用いたします。
- ・受講者は、受講票・筆記用具をご持参下さい。資料等は当日配布いたします。
- ・申込後の取消及び次回への変更、受講料の返金はできません。
- ・会場の開門は、午前8時30分からです。